社会福祉法人福島愛育園　役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人福島愛育園定款第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（業務及び報酬額）

第２条　社会福祉法人福島愛育園の役員のうち、法人の業務を行う理事長に対して月次報酬を支給する。

２　月次報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

附　則

この規程は、平成２６年５月２６日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程の変更は、平成３０年１２月２２日から施行する。

別表1

区分	月額	年額
理事長業務報酬	30,000	360,000